

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定によつて、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第三項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

令和元年五月十三日

広島県知事 湯崎英彦

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者 氏名又は名称	賃借権の設定等を受ける土地 所 在	面積(㎡)
農事組合法人ほなみ	廣島市 廣島市安佐南区沼田町大字 吉山字岡ノ田三〇五三番一 ほか四筆	五、三九三
小中 将史	廣島市 広島市高崎町字池ヶ奥一九 竹原市高崎町字池ヶ奥一九 八二番	三、〇三一
渡辺 良徳	尾道市 尾道市 尾道市瀬戸田町福田字奈羅 一七二六番一ほか三筆	五、八五一
貝原 弘真	尾道市 尾道市 尾道市瀬戸田町高根字大畠 二八番一ほか七筆	一〇、七四五
農事組合法人皆童丸	倉敷市 福山市 福山市神辺町大字箱田字大 西町五一一番一ほか一筆	三三三
合同会社ど根性フアーム	坪井 翔伍	九三六
農事組合法人ファーム 夕日の里	福山市 福山市 福山市駅家町大字大橋二三 谷八三一番	二、一八八
農事組合法人ファーム 夕日の里	福山市 福山市 福山市神辺町大字八尋字野 保呂九一二番一ほか二筆	二、三四六
加藤 陽一郎	福山市 福山市 福山市神辺町大字上御領字 下滝山一五八九番一ほか一	三、〇〇九
株式会社福田農場	山越 亮介	九二二
農事組合法人神杉農産 組合	三次市	三ノ丁一七六五番
農事組合法人おおやま	三次市	三次市作木町大山字折渡五 ほか二筆
株式会社ファーム穂	三次市	三次市作木町大山字折渡五 ほか二筆
清水 和幸	三次市	三次市作木町大山字折渡五 ほか二筆
株式会社トペコおばら	三次市	三次市作木町大山字折渡五 ほか二筆
安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市甲田町上小原字 信清三四〇番一ほか一四筆
安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市高宮町原田字細 河内二八五〇番三ほか二筆
安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市甲田町上小原字 信清三四〇番一ほか一四筆
九、三四四	一、二六三	七、一七九
九、三四四	一、二六三	一六、五二六

株式会社 ハラダファーム	安芸高田市	安芸高田市美土里町北字貝原二七一一番ほか二筆	四、八七四
倉谷 昌司	安芸高田市	安芸高田市高宮町原田字東小揚二二三二番一ほか二筆	九、一七八
和田 廣司	世羅郡世羅町	安芸高田市甲田町上小原字大反田四一五五番ほか二筆	九、〇五七
山本 克則	安芸高田市	安芸高田市高宮町原田字仁王丸三九四四番ほか一〇筆	九、二一九
有限会社 援農甲立ファーム	安芸高田市	安芸高田市甲田町浅塚字東田二〇八番ほか一筆	三、二八四
丸住 準一	山県郡北広島町	山県郡北広島町雲耕字雲耕五六〇番	二、二二〇
井口 祐紀	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字小世良字乙川三五九番七ほか六筆	一二、四二八
農事組合法人すなだ		築一四三五番ほか三筆	四、〇一七
有限会社魚千	福山市	世羅郡世羅町大字伊尾字長清二七六二番ほか一筆	九、二九九

二 縦覧場所
三 縦覧期間

令和元年五月十三日から令和元年五月二十七日まで